

日産カード会員規約

条項	旧	新
第2条 (カードの貸与、有効期限)	第2条 当社は会員に、カードを貸与します。 なお、会員はカード発行に際し、自ら保有する自動車を当社に通知し、当該自動車に関する情報をカード上の IC 部分に登録することができます。	第2条 当社は 会員に 、カードを貸与します。
第16条 (通知義務、届出事項の変更)	第16条 会員は、次の各号の事由が生じたときは、当社に対し、遅滞なくその旨を書面で通知します。①氏名、住所、職業、勤務先、メールアドレス、お支払預金口座、及びカードの利用目的その他の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき会員が当社に届け出た事項に変更があったとき ②カードに登録された自動車の保有を失ったとき、又は当該自動車の代わりに他の自動車の保有を開始したとき 2. 前項第1号の通知がないときは、当社が会員の住所、氏名宛に発送した郵便物が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到着したものと当社がみなすことについて異議を申立てないものとします。但し、前項第1号の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りではないものとします。 3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の お届け 又は収集内容に変更することができるものとします。	第16条 会員は、氏名、住所、職業、勤務先、メールアドレス、お支払預金口座、当社に届出た保有自動車に関する情報、及びカードの利用目的その他の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき会員が当社に届出た事項に変更があったときは、当社に対し、遅滞なくその旨を通知します。 2. 前項の通知がないときは、当社が会員の住所、氏名宛に発送した郵便物が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到着したものと当社がみなすことについて異議を申立てないものとします。但し、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りではないものとします。 3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の お届け内容 又は収集内容に変更することができるものとします。